

徳島県立総合大学校運営協議会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県立総合大学校設置要綱第14条第5項の規定に基づき、徳島県立総合大学校（以下「大学校」という。）の運営協議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について助言又は提言を行う。

- (1) 大学校の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) その他大学校の運営に関する重要事項

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 運営協議会に、専門の事項を検討させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、大学校長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 運営協議会に、必要に応じて、部会を置くことができる。

(事務)

第7条 会議の事務は、事務局において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営その他運営協議会に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。